

空き家バンクへの掲載について

1 空き家バンクの利用条件

空き家バンクへ掲載することができる空き家には以下の条件があります。

- ① 居住を目的として建築され、現に居住する者がいない町内に所在する一戸建て住宅又は併用住宅（賃貸するためのものを除く。）で、良好な管理がなされているものであること。
- ② 空き家バンクに掲載された空き家の所有者等と当該空き家の取得を希望する者が交渉及び売買又は賃貸借契約を結ぼうとするときは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者を介して行うものとし、町は仲介行為、苦情、紛争等には関与せず、一切の責任を負わないものであること。
- ③ 空き家バンクへの掲載に際して、空き家調査のため、町職員又は静岡県宅地建物取引協会の会員が立入調査を実施することに同意すること。

2 空き家バンクへの申込フロー

※ 別紙のとおり

吉田町空き家バンク事業実施フロー図

R01.07作成

